

## 議案第 13 号

# 令和 3 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	24,434,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	127,073,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	135,631,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,475,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,224,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,479,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	37,795,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,294,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,526,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,313,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	647,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,002,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	339,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	940,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,520,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,465,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所	52,448,000 キロワットアワー
築川発電所	7,531,000 キロワットアワー
計	574,136,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
築川発電所建設事業	盛岡市地内	354,060 千円	水車発電機等製作据付工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	7,720,054 千円
第1項 営業収益	6,140,439 千円
第2項 附帯事業収益	1,339,354 千円
第3項 財務収益	110,774 千円
第4項 事業外収益	129,487 千円

支 出

第1款 電気事業費用	6,343,982 千円
第1項 営業費用	4,569,979 千円
第2項 附帯事業費用	1,511,799 千円
第3項 財務費用	27,315 千円
第4項 事業外費用	229,889 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,401,105 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,219,695 千円、減債積立金 469,580 千円、建設改良積立金 323,785 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,343 千円、

震災復興・ふるさと振興パワー積立金 105,602 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 252,100 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		14,806 千円
第1項 負 担 金		14,662 千円
第2項 雑 収 入		144 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		3,415,911 千円
第1項 建 設 費		354,060 千円
第2項 改 良 費		2,428,414 千円
第3項 電 源 開 発 費		22,912 千円
第4項 企 業 債 償 還 金		469,580 千円
第5項 繰 出 金		135,945 千円
第6項 予 備 費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所代替放流設備設置工事	令和3年度から令和5年度まで	606,000 千円
胆沢第二発電所堰堤自動ゲート制御装置更新工事	令和3年度から令和4年度まで	68,000 千円
仙人発電所1・2号水車発電機分解点検補修・大規模改良工事	令和3年度から令和5年度まで	2,098,000 千円
仙人発電所2号圧油装置更新工事	令和3年度から令和4年度まで	94,000 千円
仙人発電所2号発電用11KVキュービクル更新工事	令和3年度から令和4年度まで	229,000 千円

+

仙人発電所1号ランナ新製工事	令和3年度から令和5年度まで	109,000千円
仙人発電所発電所建屋耐震化工事	令和3年度から令和4年度まで	53,000千円
北ノ又発電所キュービクル更新他工事	令和3年度から令和5年度まで	447,000千円
施設総合管理所大物倉庫等建替工事	令和3年度から令和4年度まで	50,000千円
北ノ又第二発電所33KV連絡線更新工事	令和3年度から令和5年度まで	451,000千円
松川発電所水車発電機分解点検補修及び励磁制御盤・调速機制御盤更新工事	令和3年度から令和4年度まで	586,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と附帯事業費用
- (2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,249,752千円 |
| (2) 交際費   | 304千円       |

令和3年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也